

個人情報保護に係る新制度の運営状況について

個人情報保護法が自治体に適用されることを受けて、京都市個人情報保護条例を全部改正し、個人情報保護規則等の関連規程も抜本的に改めた。

令和5年4月から8月までの新制度の主な変更点、運用状況は以下のとおり。

1 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務の帳簿

旧制度では、本市では、「個人情報取扱事務目録」を作成し、市が保有する個人情報の内容を、事務単位で公開していた。

新制度では、個人情報保護法第75条により「個人情報ファイル簿」を作成することとなり、全国共通の様式でもって、市が保有する個人情報の内容をファイル単位で公開する形になった。本市では、市のHP（京都市情報館）で、各局、区や行政委員会等の各実施機関別に、個人情報ファイル簿を掲載し、一般に閲覧できるようにしている。令和5年8月1日現在で、本市が保有する個人情報ファイル簿は、1,039件となっている。

また、昨年度の制度部会での意見を反映し、京都市個人情報保護条例で、個人情報ファイル簿の対象から外れるファイル（例：1,000人未満の個人情報ファイル）であっても、掲載の対象となる「個人情報取扱事務の帳簿」を作成し公開している。

2 新たに個人情報取扱事務を開始・変更する場合の対応

(1) 旧制度との差異

旧制度では、(旧)京都市個人情報保護条例第6条等に基づき、個人情報を取扱う事務のうち、本人外収集、電子計算機利用や目的外利用・提供等の市民の権利利益に影響を及ぼす懸念がある事務については、**審議会への意見聴取が義務付けられていた。**

新制度では、個別の事務に関する意見聴取に代わって、個人情報保護法第69条目的外利用・提供等の法令解釈は、個人情報保護委員会が一元的に解釈を示す仕組みとなった。

また制度が変更された4月から、個人情報取扱事務の行政内部での適正さを一層担保するため、情報管理担当による助言調整機能を強化した。具体的には、業務所管課の個人情報取扱事務の開始・変更がある際、**情報管理担当への事前協議をルール化し、各所管課からの疑問への回答や法制度に対する助言を日々行っている。**同時に、個人情報を情報システムで取り扱う場合には、情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当にて、情報セキュリティが確保されていることを事前に確認している。

(2) 各所管課からの相談内容

上記のとおり、個人情報取扱事務の開始・変更がある際、情報管理担当に事前

協議を求めている、4月以降、多くの相談事項が入ってきている。各所管課からの相談内容が多い領域は、以下のものである。

(各所管課からの問いで多いもの)

○ 個人情報保護法第66条 安全管理措置

具体例)

- 1 これまで市民の方から紙で受領していた申請書を、電子媒体で収集する形に変えようと思っている。必要な安全管理措置はどのようなものか。
- 2 当課では新規施策を開始するが、個人情報の取扱いも含んでいる。この業務の一部は民間企業に委託し担ってもらうが、新しい個人情報保護制度に違反にならない形での委託契約はどのようにすれば良いか。

○ 個人情報保護法第69条 目的外利用・提供

具体例)

- 1 国の新規施策がはじまり、市でも実施することになった。施策の実施には個人情報が必要だが、区の〇〇課が既に保有している個人情報を、△△課に提供する形をとり、市民の方から新たに収集することはしない形にしたい。これは、国の□□省も自治体向け説明会で示しているスキームだが、個人情報保護法への抵触はないか。

個人情報保護の新制度では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に意見を聴くこととなっているが、現時点では、審議会に諮るべき個別案件は生じていない。

3 開示事務について

開示事務手続は法と旧条例で大きな変更はなく、以下の2点について言及する。

(1) 任意代理人による開示請求

旧条例では、開示請求をすることができる代理人を未成年者又は成年後見人の法定代理人に限定していたが、**個人情報保護法では、任意代理人による開示請求が可能となっている。令和5年度に、既に5件の任意代理人による開示請求がなされている。**

5件の内訳としては、**3件が、弁護士が任意代理人に就いた事案**で、弁護士受任業務の一環で、個人情報開示請求を代理（代行）したものである。よって、任意代理となった理由、背景も明確であり、資格保有者による事務であるため信頼度も高い。他2件は親族が任意代理になった事案であり、入院中の親から任意代理を受け、子が代わりに開示請求を行うというようなケースであって、任意代理となった理由も明らかで、適正に用いられていると言える。

(2) 不開示となる個人情報

旧条例では第16条を用いて、開示・不開示の判断をしていたところ、新制度では、個人情報保護法78条第1項がその役割を担っている。

4月から、実際に個人情報保護法78条第1項を用いて事務を行ってきたが、当初、各所管課では、これまでと勝手が異なることの迷い等もあったが、次第に旧制度との対応関係も浸透してきて、安定して事務が実施されるようになってきている。

【参考 昨年同時期との比較】

	個人情報開示 請求の件数	うち一部不開示 決定の件数
令和4年度(4月～7月)	43件	18件
令和5年度(4月～7月)	49件	19件